

# 公益財団法人郡山市観光交流振興公社移動動物園実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、郡山石筵ふれあい牧場の動物とのふれあいを通じて、憩いとふれあいの場を提供することで、地域住民の福祉の向上及び地域の活性化を図るために公益財団法人郡山市観光交流振興公社(以下「公社」という。)が実施する移動動物園に関して、必要な事項を定めるものとする。

## (移動動物園の動物)

第2条 移動動物園は、原則として次に掲げる動物で構成するものとする。

- (1) ロバ
- (2) 山羊
- (3) ウサギ
- (4) モルモット

## (移動動物園の実施)

第3条 移動動物園は、郡山石筵ふれあい牧場の開場期間において業務に支障を及ぼさない範囲で実施する。

## (移動動物園の申請)

第4条 移動動物園の利用を希望する者(以下「申請者」という。)は、移動動物園利用承諾申請書(第1号様式)を公社の代表理事(以下「代表理事」という。)に提出して、代表理事の承諾を受けなければならない。

## (決定通知)

第5条 代表理事は、前条の規定による申請に対し、その可否を決定したときは、移動動物園利用承諾決定通知書(様式第2号)又は移動動物園利用不承諾決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 代表理事は、必要があると認めるときは、利用承諾に際し、条件を付することができるものとする。

## (利用承諾の基準等)

第6条 移動動物園の利用承諾は、次に掲げる場合は行わない。

- (1) 申請者又は申請団体の役員等が、郡山市暴力団排除条例(平成24年郡山市条例第46号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者である場合
- (2) 移動動物園が、暴力団の活動に使用されると認められる場合
- (3) 移動動物園が、暴力団を利することとなると認められる場合

2 移動動物園の利用承諾は、次に掲げる事業に使用する場合に行うことができる。

- (1) 郡山市が主催及び共催する事業

- (2) 郡山市内の公共的団体等が行う地域活性化に寄与する事業
- (3) その他、代表理事が必要と認める事業。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 郡山市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき
  - イ 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき
  - ウ 営利を目的とした活動に使用するとき。ただし、市のイメージ、知名度又は認知度の向上に資する活動であると認められるときは、この限りでない。

(使用料)

第7条 利用承諾を受けた移動動物園の使用料は、無料とする。

(利用承諾の取消し)

第8条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該移動動物園に係る利用承諾を取り消すことができるものとする。

- (1) 第5条第2項の規定による条件に違反したとき。
  - (2) 虚偽の申請その他不正の手段により利用承諾を受けたとき。
  - (3) 事業が、第6条第1項に該当するとき。
  - (4) 第6条第2項第3号アからウに該当するとき。
- 2 代表理事は、動物の健康状態等から移動動物園を実施することが適当ではないと認めた場合には、当該移動動物園に係る利用承諾を取り消すことができるものとする。
- 3 代表理事は、移動動物園の利用承諾を取り消すときは、移動動物園利用承諾取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 4 前3項の規定により利用承諾を取り消されたことにより、利用承諾を取り消された者に生じたすべての損害等について公社は一切補償、賠償は行わないものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年8月5日から施行する。
- (移動動物園実施内容の廃止)
- 2 移動動物園実施内容は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。